

府中市職員の懲戒処分等（交通事犯を除く）の指針

第1 基本事項

職員は、市民の信頼に応えるため、常日頃から誠実かつ公正に職務を遂行することを求められている。そのためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての責任を強く自覚し、高い倫理観を持って行動することが必要である。

本指針は、懲戒処分等に関する透明性、公正性を確保しつつ、非違行為に対して厳正に対処することを示すとともに、職員に公務員としての自覚を喚起し、不祥事防止を図ることを目的とするものである。

本指針では、非違行為の代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な処分の量定を示すものとする。具体的な量定決定にあたっては、

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- (2) 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- (3) 非違行為を行った職員の職務上の責任は、非違行為との関係でどのように評価すべきか
- (4) 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- (5) 司法の判断はどのようなものであるか
- (6) 過去に非違行為を行っているか

等のほか、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等を含めて総合的に判断するものとする。

なお、個別事案の内容、状況に応じて、標準例に掲げる量定以外（加重、軽減等）とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- (1) 職員の日頃の勤務態度が極めて良好であるとき
- (2) 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき
- (3) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例にない非違行為についても、懲戒処分等の対象になり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第2 懲戒処分等の種類

1 懲戒処分

地方公務員法第29条の規定により職員の非違行為に対し、任命権者が懲戒処分書により行う次の処分が懲戒処分である。

- (1) 免職 職員としての身分を失わせる処分
- (2) 停職 身分を確保したまま、1日以上6月以下の間、職務に従事させない処分
- (3) 減給 1日以上6月以下の間、給料の月額額の10分の1以下に相当する額を給与から減ずる処分
- (4) 戒告 非違行為の責任を確認させ、その将来を戒める処分

2 監督、指導上の措置

懲戒処分には該当しないが、自己の行為に対する責任や管理監督責任を自覚させ、将来を戒めて、職務遂行に対する姿勢の改善、意識向上等を目的として行う訓告、厳重注意及び口頭注意を監督、指導上の措置とする。

第3 対象職員

対象職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公務員法第17条に基づき正式任用された一般職の職員
- (2) 地方公務員法第22条に基づく一般職の臨時的任用職員
- (3) 地方公務員法第3条第3項第3号に基づく特別職の非常勤職員

第4 処分基準

別紙のとおり

第5 改正後の施行日等

平成22年2月1日以後に発生した非違行為について適用する。

1 一般服務關係処分基準

H22.2.1改正

| 非違行為の類型 | 類型の詳細 | 処分量定 | | | |
|----------------------|--|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| (1) 欠勤 | ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた者 | | | ○ | ○ |
| | イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた者 | | ○ | ○ | |
| | ウ 正当な理由なく21日以上勤務を欠いた者 | ○ | ○ | | |
| (2) 遅刻・早退 | 正当な理由なく勤務時間の始め又は終りに繰り返し勤務を欠いた者 | | | | ○ |
| (3) 休暇の虚偽申請 | 病気休暇、特別休暇又は介護休暇について虚偽の申請をした者 | | | ○ | ○ |
| (4) 勤務態度不良 | 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた者 | | | ○ | ○ |
| (5) 職場内秩序びん乱 | ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した者 | | ○ | ○ | |
| | イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した者 | | | ○ | ○ |
| (6) 虚偽報告 | 事実をねつ造して虚偽の報告を行った者 | | | ○ | ○ |
| (7) 違法な職員団体活動 | ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は市の機関の活動能力を低下させる怠業的行為をした者 | | | ○ | ○ |
| | イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった者 | ○ | ○ | | |
| (8) 秘密漏えい | 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた者 | ○ | ○ | | |
| (9) 政治的目的を有する文書の配布 | 政治的目的を有する文書を配布した者 | | | | ○ |
| (10) 兼業の承認等を得る手続きのけ怠 | 営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの事業を行った者 | | | ○ | ○ |
| (11) 官製談合 | 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律第2条第5項に規定する「入札談合等関与行為」を行った者 | ○ | ○ | | |
| (12) 個人の秘密情報の目的外 | ア 職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した者 | | | ○ | ○ |

1 一般服務關係処分基準

H22.2.1改正

| 非違行為の類型 | 類型の詳細 | 処分量定 | | | |
|--|--|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| 収集・使用 | イ アにおいて、知り得た情報の内容を他人に知らせ、又は不当な目的に使用した者 | ○ | ○ | ○ | |
| (13)セクシュアル・ハラスメント(他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場内外における性的な言動) | ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした者 | ○ | ○ | | |
| | イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話や手紙、電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した者 | | ○ | ○ | |
| | ウ わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた者 | ○ | ○ | | |
| | エ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った者 | | | ○ | ○ |
| (14)法令等違反・不適正な事務処理等 | 職務の遂行に関して法令等に違反し、若しくは不適正な事務処理等を行うことにより、公務の運営に重大な支障を与え、又は市民等に重大な損害を与えた者 | | ○ | ○ | ○ |
| (15)公務員倫理違反 | ア 賄賂を收受した者 | ○ | ○ | | |
| | イ 利害関係者から供応接待を受けた者 | | ○ | ○ | ○ |
| | ウ 利害関係者と共に遊技をし、ゴルフをし、又は旅行をした者 | | | ○ | ○ |
| (16)政治的行為の制限違反 | ア 地方公務員法第36条第1項又は第2項の規定に違反して政治的行為をした者 | | | ○ | ○ |
| | イ 地方公務員法第36条第3項の規定に違反して政治的行為を行うよう職員に求める等の行為をした者 | | ○ | ○ | |
| | ウ 公職選挙法第136条の2の規定に違反して公務員の地位を利用して選挙運動をした者 | ○ | ○ | | |
| (17)施設利用者等に対する暴行・傷害 | ア 施設利用者等に暴行を加えた職員が、傷害するに至らなかったとき | | ○ | ○ | |
| | イ 施設利用者等の身体を傷害した者 | ○ | ○ | | |

1 一般服務関係処分基準

H22.2.1改正

| 非違行為の類型 | 類型の詳細 | 処分量定 | | | |
|----------|---|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| (18)内部通報 | ア 非違行為の事実を内部機関に通報した職員を詮索し、又はこれに不利益を及ぼし、若しくは及ぼそうとした者 | | ○ | ○ | |
| | イ 事実をねつ造して非違行為を内部機関に通報した者 | | | ○ | ○ |

※ 処分を行う際には、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮のうえ判断するものとする。

※ 被処分職員の上司等で、管理監督責任がある場合の処分は、被処分職員の処分等を考慮のうえ判断するものとする。

2 公金公物取扱い関係

H22.2.1改正

| 非違行為の類型 | 類型の詳細 | 処分量定 | | | |
|-----------------------|--|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| (1) 横領 | 公金又は公物を横領した者 | ○ | | | |
| (2) 窃取 | 公金又は公物を窃取した者 | ○ | | | |
| (3) 詐取 | 人を欺いて公金又は公物を交付させた者 | ○ | | | |
| (4) 紛失 | 公金又は公物を紛失した者 | | | | ○ |
| (5) 盗難 | 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った者 | | | | ○ |
| (6) 公物損壊 | 故意に公物を損壊した者 | | | ○ | ○ |
| (7) 失火 | 過失により公物の出火・爆発を引き起こした者 | | | | ○ |
| (8) 諸給与の違法支払・不 正受給 | 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、 又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した者 | | | ○ | ○ |
| (9) 公金公物処理不適正 | 自己保管中の公金の流用等、公金又は公物の不適正な処理をした者 | | | ○ | ○ |
| (10) コンピュータの不 適正使用 | 職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の 運営に支障を生じさせた者 | | | ○ | ○ |

3 公務外非行関係

H22.2.1改正

| 非違行為の類型 | 類型の詳細 | 処分量定 | | | |
|--------------------|--|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| (1)放火 | 放火をした者 | ○ | | | |
| (2)殺人 | 人を殺した者 | ○ | | | |
| (3)傷害 | 人の身体を傷害した者 | | ○ | ○ | |
| (4)暴行・けんか | 暴行を加え、又はけんかをした者が人を傷害するに至らなかったとき | | | ○ | ○ |
| (5)器物損壊 | 故意に他人の物を損壊した者 | | | ○ | ○ |
| (6)横領 | 自己の占有する他人の物(公金及び公物を除く。)を横領した者 | ○ | ○ | | |
| (7)窃盗・強盗 | ア 他人の財物を窃取した者 | ○ | ○ | | |
| | イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者 | ○ | | | |
| (8)詐欺・恐喝 | 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた者 | ○ | ○ | | |
| (9)賭博 | ア 賭博をした者 | | | ○ | ○ |
| | イ 常習として賭博をした者 | | ○ | | |
| (10)麻薬・覚せい剤等の所持・使用 | 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した者 | ○ | | | |
| (11)酩酊による粗野な言動等 | 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした者 | | | ○ | ○ |
| (12)淫行 | 18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した者 | ○ | ○ | | |
| (13)わいせつ行為 | ア 強姦、強制わいせつ、公然わいせつ又はわいせつ目的をもって体に触れる等の行為をした者 | ○ | ○ | ○ | |
| | イ 公共の場所等において痴漢行為若しくは盗撮行為を行い、又は人の住居等をひそかにのぞき見た者 | | ○ | ○ | |
| (14)ストーカー行為 | ア ストーカー行為をした者 | | | ○ | ○ |
| | イ アにおいて、ストーカー規制法に基づく警察による警告を受けたにもかかわらず、なおストーカー行為をした者 | | ○ | ○ | |
| (15)公租公課等の滞納 | 公租公課又は行政上の手数料若しくは使用料等を滞納し、履行の督促等にもかかわらず、滞納し続けた場合 | | | ○ | ○ |

4 監督責任関係

| 非違行為の種類 | 種類の詳細 | 処分量定 | | | |
|---------------|--|------|----|----|----|
| | | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 |
| (1) 指導監督不適正 | 部下職員が懲戒処分を受けた場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた者 | | | ○ | ○ |
| (2) 非行の隠ぺい・黙認 | 部下職員の非違行為を知り得たにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した者 | | ○ | ○ | |